

年末の交通安全県民運動の期間・重点等について

1 運動の期間

令和6年12月11日（水）から同月31日（火）までの21日間

※ 平成9年以降、上記期間で実施

2 運動の重点

- 夕暮れ時以降の交通事故防止～横断歩道マナーアップ運動の推進～
- 飲酒運転の撲滅
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

3 運動の重点の選定理由

(1) 夕暮れ時以降の交通事故防止～横断歩道マナーアップ運動の推進～

本年9月末現在、交通事故発生件数、死者数、負傷者数はいずれも減少しているものの、歩行者等関連事故は増加しており、死者数も30人（前年同期比±0人）と、全死者数の約4割を占め、これを発生時間帯別で見ると4割（12人）が16時から22時の間の事故で死亡している。

また、12月は、夕暮れ時の交通事故による死傷者数（重傷以上）が、他の月と比較して多い状況にある。

このため、運転者に対しては、夕暮れ時以降の早めのライト点灯の励行や夜間におけるハイビームの活用について周知するほか、高齢運転者に対しては加齢に伴う身体機能の変化を補うため、時間帯等を考えて運転する「補償運転」を周知し、運転者の安全運転意識を向上させる必要がある。

また、歩行者に対しては、反射材用品や明るい服装の着用を促すととともに、道路を横断する際は横断歩道を渡ること、安全を確認してから横断を始め、横断中も周囲の安全を確認することなど、道路の安全な横断方法を実践するよう促していく必要がある。

(2) 飲酒運転の撲滅

本年9月末現在の飲酒運転による交通事故は72件（前年同期比+10件）と増加しており、このうち高濃度のアルコール（呼気1リットル中のアルコール量が0.25ミリグラム以上）を保有する悪質・危険な運転者の割合は全体の8割以上を占めているほか、飲酒運転による検挙件数も1,146件（前年同期比+33件）と増加するなど、飲酒運転の撲滅には程遠い状況にある。

加えて、年末にかけて忘年会など飲酒の機会が増えることが予想される。

このため、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」における「110番通報義務」の更なる周知を図るなど、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という県民意識の一層の定着を図り、県民総ぐるみで飲酒運転の撲滅に向けた取組を展開する必要がある。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

本年9月末の自転車関連事故の発生件数、負傷者数は減少しているものの、死者数は9人（前年同期比+1人）と増加しているほか、致死率に大きく関わる自転車乗車用ヘルメットの着用率は12.8パーセントといまだ浸透していない状況である。

さらに、特定小型原動機付自転車利用者による交通違反も多数検挙されており、自転車及び特定小型原動機付自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を求める声は多い。

また、自転車利用者の法令違反による交通事故が自転車関連事故の約2割を占めており、来月1日には、自転車運転中のながらスマホ、酒気帯び運転及び幫助に対する罰則新設に係る改正道路交通法が施行予定である。

このため、乗車用ヘルメットの着用を始めとした自転車安全利用五則、自転車に係る改正道路交通法、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例（自転車保険加入義務など）」の周知を図るとともに、特定小型原動機付自転車に関する正しい知識の普及と交通ルールの浸透を図る必要がある。

4 実施要綱

資料2「年末の交通安全県民運動実施要綱（案）」のとおり

5 ポスター・チラシ等の製作

(1) スローガンについて

「ただいまの 笑顔で今日も 会えますように」（福岡県交通安全スローガン）を採用予定

(2) ポスターについて

小・中学校交通安全図画コンクール優秀・優良作品を素材にした年末の交通安全運動にふさわしいポスター・チラシを製作予定

6 県民運動実施に伴う全体会議について

全体会議については実施せず、実施通知を送付